

# 滑川市の大地と水循環を守る条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 水源涵養保全地域の指定（第7条・第8条）

第3章 協議対象事業の事前協議及び規制対象事業の認定（第9条―第15条）

第4章 大地と水循環保全審議会を設置等（第16条）

第5章 立入調査の実施、命令及び公表等（第17条―第19条）

第6章 雑則（第20条）

### 附則

滑川市は、立山連峰から富山湾に流れ出る早月川が作りだした早月川扇状地にある。この早月川扇状地は、砂礫が堆積し良質な地盤を形成しており、山林などとともに、豊富な地下水や湧水を生み出すなど、良好な大地と水循環を形成している。これらの豊富な地下水や湧水は、水道水、生活用水、農業用水又は工業用水など、市民の貴重な水資源として生活に潤いを与え、産業や文化の発展を支えるとともに、地域の誇りである特別天然記念物のホタルイカ群遊海面など、地域固有の景観を形成し、緑豊かな大地と水の潤いを育んできた。

永い年月の中で形成されてきた、市民のかけがえのない財産である良好な大地と水循環を将来にわたって引き継いでいくためには、市、事業者及び市民等が、それぞれの責務を果たしながら、この豊かな自然環境に悪影響を与える行為を抑制し、時代とともに変化する社会環境に的確かつ柔軟に対応しなければならない。

ここに、本市の良好な大地と水循環の保全を推進し、現在及び将来にわたって、市民がこれらの恩恵を享受できるよう、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、本市の良好な大地と水循環の保全を図るため、必要な施策の基本となる事項並びに土地及び地下水の保全に関する事項について定め、良好な大地と水循環の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水循環 水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。
- (2) 良好な大地と水循環 地下水を涵養する機能、土壌が水を浄化する機能その他の水循環の有する機能が十分に発揮され、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動又は公益的な活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (5) 市民等 市民、市内に居所を有する者及び市内に所在する土地、建築物等の所有者又は占有者をいう。

(基本理念)

第3条 市、事業者及び市民等は、市内の水循環を形成する地下水及び湧水（以下「地下水等」という。）が、早月川扇状地及び山林等の豊かな自然環境に支えられており、それらは市民の生活や経済活動に欠くことのできない資源であることを認識し、地下水等を公共水と位置付け、良好な大地と水循環の保全に関する施策を連携し、協働して推進するものとする。

2 市、事業者及び市民等は、良好な大地と水循環機能が、一旦損傷した場合の復旧が不可能又は極めて困難であることに鑑み、それぞれの責務を果たし、将来にわたり機能維持に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、良好な大地と水循環の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、良好な大地と水循環の保全の重要性について理解を深め、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、良好な大地と水循環への配慮に努めるとともに、市が実施する良好な大地と水循環の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、良好な大地と水循環の保全の重要性について理解を深め、水の利用に当たっては、良好な大地と水循環への配慮に努めるとともに、市が実施する良好な大地と水循環の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 水源涵養保全地域の指定

(水源涵養保全地域の指定)

第7条 市長は、扇状地及び山林等の水源を涵養する機能を維持するために、保全を図る必要があると認められる地域を水源涵養保全地域として指定することができる。

(指定の手続)

第8条 市長は、前条の水源涵養保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その区域を示す図書を当該公告の日から20日以上の間を定めて縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、市民等又は利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項について、市長に意見書を提出することができる。

4 市長は、前項の規定により縦覧に供された事項について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴くものとする。

5 市長は、前各項に規定する手続を経て、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

6 水源涵養保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

7 前各項の規定は、水源涵養保全地域の指定を解除し、又は変更する場合に準用する。

## 第3章 協議対象事業の事前協議及び規制対象事業の認定

(協議対象事業)

第9条 次に掲げる事業を協議対象事業とする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第 291 号）による岩石を採取する事業
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による砂利を採取する事業
- (3) 富山県土採取規制条例（昭和47年富山県条例第41号）による土を採取する事業
- (4) 畜産事業場を設置する事業で、規則で定めるもの
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300 号）第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同令第 7 条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置する事業

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するものには、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が行う事業
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う事業  
（協議対象事業の事前協議）

第10条 水源涵養保全地域において、前条に規定する協議対象事業を行おうとする者（第13条第 3 項に規定する求め又は第18条に規定する勧告若しくは命令を受け協議対象事業の内容を変更する者を含む。以下「事前協議者」という。）は、あらかじめ市長に届け出て協議しなければならない。

2 前項の規定による届出は、規則で定めるところにより、必要な事項を記載した協議書を市長に提出することにより行わなければならない。

3 前項の協議書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 事前協議者は、協議書の内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（説明会の実施）

第11条 事前協議者は、前条第 1 項及び第 4 項の規定による届出を行った場合、市民その他の関係者を対象にした説明会を開催し、当該事業内容について市民等の意見を聴かななければならない。

2 前項に規定する市民その他の関係者とは、当該事業内容に係る事業区域の周辺地域の住民並びに利害関係を有する個人、法人及び団体をいい、その範囲は、市長と事前協議者との協議により決定するものとする。ただし、市民その他の関係者の範囲について、市長と事前協議者の協議が整わないときは、市長の決するところによる。

3 事前協議者は、第 1 項に規定する説明会において、市民その他の関係者から出さ

れた意見が、当該事業内容に反映することが合理的であると認められるときは、誠実に対応しなければならない。

- 4 事前協議者は、第1項に規定する説明会を終了したときは、当該説明会の状況を遅滞なく市長に報告しなければならない。

(規制対象事業)

第12条 第9条に規定する協議対象事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業を規制対象事業とする。

- (1) 他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められる事業
- (2) 扇状地及び山林等の水源涵養機能を著しく阻害し、水源涵養量の減少をもたらすおそれがあると認められる事業
- (3) 地下水等の水質悪化をもたらすおそれがあると認められる事業
- (4) 地下水脈を損傷するおそれがあると認められる事業
- (5) 水道水、生活用水、農業用水又は工業用水等の確保に支障をもたらすおそれがあると認められる事業
- (6) 将来にわたる適正な土地利用の確保及び自然環境の保全に支障をもたらすおそれがあると認められる事業

(規制対象事業の認定及び通知)

第13条 市長は、事前協議者が第10条第1項及び第4項の規定による届出を行い、第11条各項に掲げる事項（以下この項において「事項」という。）を実施したときは、第16条に規定する審議会の意見を聴いた上で、事項のうち実施した日が最も遅い日から60日以内に、当該協議対象事業が規制対象事業であるか否かの認定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により規制対象事業であるか否かの認定をしたときは、その旨を告示するとともに、事前協議者に通知しなければならない。
- 3 市長は、規制対象事業であると認定した事業を行おうとする事前協議者に対し、当該協議対象事業を中止又は変更するよう求めるものとする。

(事前着手の禁止)

第14条 事前協議者は、前条第2項に規定する規制対象事業に該当しない旨の通知があるまでは、当該協議対象事業に着手してはならない。

(事業の中止及び原状回復命令)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該協議対象事業の中止及び相当の期間を定めて原状を回復する命令をすることができる。

- (1) 第10条第1項に規定する届出を行わずに協議対象事業に着手した者
- (2) 前条の規定に違反して協議対象事業に着手した者

2 市長は、前項の場合において、原状の回復が困難であると認めるときは、相当の期間を定めて、これに代わるべき必要な措置をとることを命令することができる。

#### 第4章 大地と水循環保全審議会の設置等

第16条 良好な大地と水循環の保全に関する重要な事項を調査審議するため、大地と水循環保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問又は要請に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 良好な大地と水循環の保全に関する総合的な施策に関する事項
- (2) 水源涵養保全地域の指定に関する事項
- (3) 規制対象事業の認定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な大地と水循環の保全に関する重要な事項

3 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の報酬は、滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（昭和51年滑川市条例第1号）に定めるところにより支給する。

6 その他審議会の組織及び運営等については、規則で定める。

#### 第5章 立入調査の実施、命令及び公表等

(報告の徴収及び立入調査)

第17条 市長は、第10条第1項及び第4項の規定による届出（以下この条において単に「届出」という。）をした者に対し、この条例の施行に必要な限度において、当該届出に係る事項について必要な報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に届出に係る土地に立ち入り、調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び命令)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、届出又は適切な行為を行うよう勧告することができる。

- (1) 正当な理由なく第10条第1項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者
- (2) 正当な理由なく第13条第3項に規定する求めに応じない者

2 市長は、前項の規定による勧告に従わなかった者に対し、当該勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第19条 市長は、第15条の規定による命令又は前条第2項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、当該命令に従わない旨並びに命令に従わない者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第6章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部改正)
- 2 滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（昭和

51年滑川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 5,000	
文化財調査審議会委員	年額 13,000	日額 1,300

」を「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 5,000	
大地と水循環保全審議会委員	日額 5,000	
文化財調査審議会委員	年額 13,000	日額 1,300

」に改める。